

令和7年度税制改正

先月のCBCANEWSでは、今年度税制改正のうち、所得税非課税枠（いわゆる103万円の壁）の見直しについてお伝えしました。今回は、税制改正全体における主なものについてお伝えします。

（外部リンク）[財務省ホームページ「税制改正の概要」](#)

個人所得課税

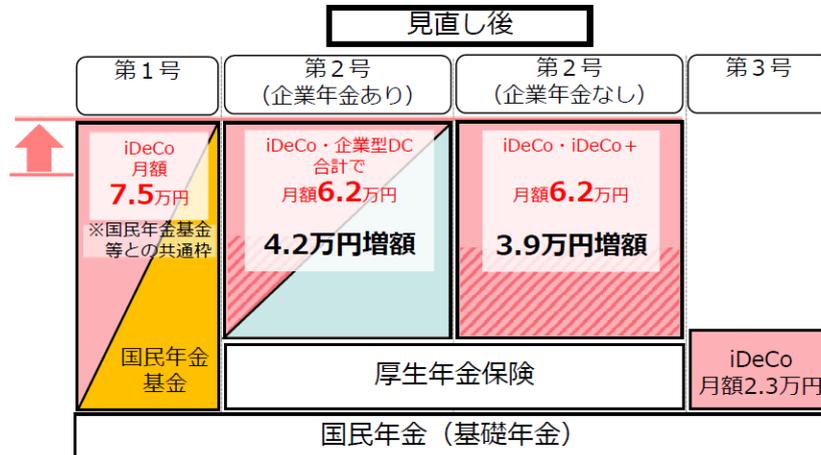
◇ 物価上昇局面における税負担の調整及び就業調整への対応

- ・ 所得税の基礎控除額の引上げ（10万円引き上げ、58万円に）
- ・ 給与所得控除額の最低保障額の引上げ（10万円引き上げ、65万円に）
- ・ 特定親族特別控除（仮称）の新設（学生扶養控除の大幅な見直し）

（以上、詳しくはCBCANEWS Vol.134「103万円の壁の見直しについて」を参照ください。）

◇ 確定拠出年金（企業型DC及びiDeCo）の拠出限度額等の引上げ

- ・ 第二号被保険者の個人型確定拠出年金（iDeCo）の拠出限度額について、勤務先の企業年金の有無等による差異を解消し、企業年金と共通の拠出限度額（現行：月額5.5万円）に一本化した上で、この共通拠出限度額について、月額6.2万円に引き上げる。
- ・ 第一号被保険者の個人型確定拠出年金と国民年金基金との共通拠出限度額（現行：月額6.8万円）について、月額7.5万円に引き上げる。



（出所：厚生労働省「令和7年度 税制改正の概要（厚生労働省関係）」）

（解説）確定拠出年金法等の改正を前提に行われる税制改正です。103万円の壁の見直しに隠れて目立ちませんが、個人税制では大きな改正です。確定拠出年金の拠出限度額については、この改正をもってひと段落かもしれません。公的年金の将来の給付額が不安視されるなか、iDeCo拡充といい新NISA導入といい、どうか各人で蓄財してくださいとの政府の本音が表れています。

法人課税

◇ 中小企業者等の法人税の軽減税率の特例の延長等

- ・ 所得額が年10億円を超える事業年度について、所得の金額のうち年800万円以下の金額に適用される税率を17%（現15%）に引き上げる等の見直しを行った上で、適用期限を2年延長する。

◇ リースに関する取引について

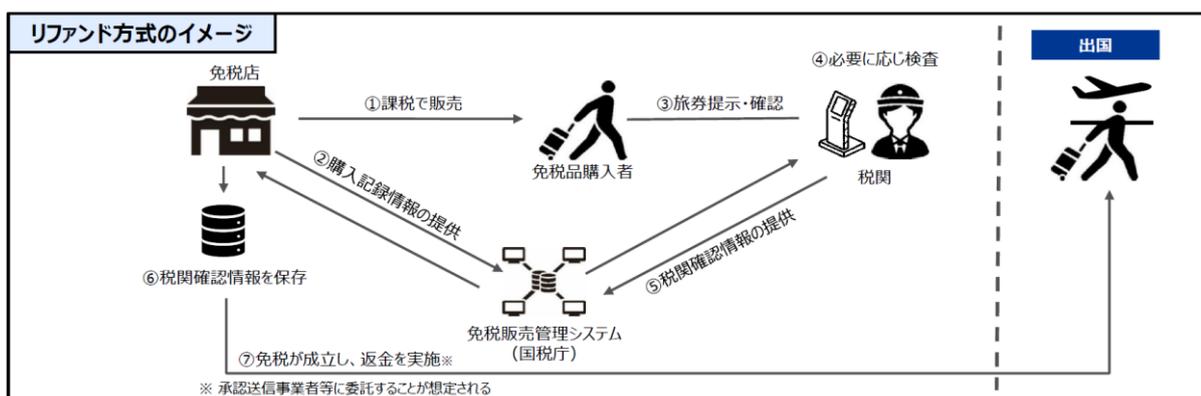
- 法人が各事業年度にオペレーティング・リース取引によりその取引の目的となる資産の賃借を行った場合において、その取引に係る契約に基づきその法人が支払う金額があるときは、その金額のうち債務の確定した部分の金額は、その確定した日の属する事業年度に損金算入する。

(解説) 企業会計基準委員会は昨年、リース会計基準に関し、借り手側におけるオペレーティング・リース取引について、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を廃止するなどの改正を公表しました。つまり、支払うリース料の金額にかかわらず減価償却費による会計処理が必要となります。一方で、税制改正大綱において、税務上の取り扱いは従来と変更がなく、会計と税務の乖離が生じることとなりました。不一致分に関しては税務申告書において調整を実施する必要があります。

消費課税

◇ 外国人旅行者向け免税制度（輸出物品販売場制度）の見直し

- 出国時に税関において持出しが確認された場合に免税販売が成立する制度とし、その確認後に免税店から外国人旅行者に消費税相当額を返金するリファンド方式に見直す。



(出所：財務省、国税庁他「外国人旅行者向け免税制度の見直し（案）について」)

防衛力強化に係る財源確保のための税制措置

◇ 防衛特別法人税（仮称）の創設

- 法人税額に対し、税率4%の新たな付加税を課す。
- 令和8年4月1日以後に開始する事業年度から適用する。
- 課税標準となる法人税額から500万円を控除する。

◇ たばこ税の見直し

一般社団法人全国経営診断士協会

〒105-0012

東京都港区芝大門 1-1-32

御成門エクセレントビル 8階

TEL : 03-6459-0161

FAX : 03-6435-7717

mail@cbca.jp

http://www.cbca.jp

お問い合わせ先